

# 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 事務局規程

令和4年3月24日  
理事会決定

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「当法人」という。）定款第41条第5項に基づき、事務執行における権限と責任の所在を明確にするとともに、事務局における事務の能率的な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 事務局の組織及び業務

(事務局の組織)

第2条 事務局に総務局及び企画財務局の2局を置く。

- 2 局には、部及び課並びにそれに準ずる部署を置くことができる。
- 3 事務総長は、事務総長が直轄する補佐機関として室を置くことができる。

(臨時部署)

第3条 前条のほか、業務上必要と認められる場合には、臨時部署を置くことができる。

(事務総長直轄補佐機関)

第4条 第2条第3項に定める補佐機関として、監査室の1室を置く。

- 2 室には、部（当該室に局長級の室長を置く場合に限る。）及び課並びにそれに準ずる部署を置くことができる。
- 3 第1項に定める各室は、それぞれ以下の業務を所管する。
  - (1) 削除
  - (2) 削除
  - (3) 監査室  
内部監査に関すること
  - (4) 削除
  - (5) 削除
  - (6) 削除

- (7) 削除
- (8) 削除

(総務局の所管業務)

第5条 総務局は、次の業務を所管する。

- (1) 定款等諸規程、文書、会印等に関する事
- (2) 庶務に関する事
- (3) 法務（契約、争議等）に関する事
- (4) 知的財産保護に関する事
- (5) 公益財団法人に関する事
- (6) 東京都及びその他地方公共団体との連絡調整に関する事
- (7) コンプライアンスに関する事
- (8) リスクマネジメントに関する事
- (9) 大学連携に関する事
- (10) 施設用地賃貸借に関する事
- (11) 人事、組織、給与及びサービスに関する事
- (12) 大会ボランティアに関する事
- (13) 持続可能性に関する事
- (14) 国内、海外メディア及び一般に対する広報及びプレス対応に関する事
- (15) 広聴に関する事
- (16) 報道諸機関との連絡調整に関する事
- (17) 大会運営のプレスオペレーションに関する事
- (18) エンゲージメントの推進に関する事
- (19) 観客の経験に関する事
- (20) ライブサイトに関する事
- (21) 復興支援事業の企画立案、連絡調整に関する事
- (22) オリンピック・パラリンピックファミリー及び要人に対するサービスの計画、調整及び提供に関する事
- (23) 大会のプロトコールに関する事
- (24) オリンピック・パラリンピック競技大会や国際スポーツ関係の会議・イベントへの役員派遣業務に関する事
- (25) 外国政府、国際関係団体等との連絡調整のうち、他に属さない事
- (26) 国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）との連絡調整に関する事
- (27) 言語サービスの企画調整に関する事

- (28) 情報と知識のマネジメント、学習戦略と機会の提供に関すること
- (29) 各国・地域オリンピック・パラリンピック委員会（NOC/NPC）へのサービスの計画、調整及び提供に関すること
- (30) NOC/NPCとの連絡調整に関すること
- (31) 情報基盤整備に関すること
- (32) 情報システムの構築・維持・管理に関すること
- (33) サイバーセキュリティに関すること
- (34) その他前各号に関連すること及び他部署に属さないこと

（企画財務局の所管業務）

第6条 企画財務局は、次の業務を所管する。

- (1) 国及びその他関係団体との連絡調整に関すること
- (2) 組織横断的な企画に関すること
- (3) 理事会・評議員会等に関すること
- (4) アクション&レガシーに関すること
- (5) 文化・教育プログラムに関すること
- (6) 予算計画の策定に関すること
- (7) 予算の調整、配当及び執行監督・管理に関すること
- (8) 資金調達、会計事務及び資産管理等に関すること
- (9) 物品、役務及び工事等の調達に関すること
- (10) マーケティングに関すること
- (11) IOC、IPC、JOC、JPC、マーケティング専任代理店等とのマーケティングに係る連絡調整に関すること
- (12) ライセンスに関すること
- (13) チケットに関すること
- (14) 大会エンブレム等デザインに関すること
- (15) スポンサーの権利保護（アンブッシュ防止対策を含む。）及びレコグニションに関すること
- (16) ジョイント・マーケティング・プログラム契約（JMPA）及びパラリンピック・ジョイント・マーケティング・プログラム契約（PJMPA）に関すること
- (17) IOC、IPC、JOC、JPC及び当法人が所管する標章・映像等に関すること
- (18) 競技計画及び運営に関すること
- (19) 国際競技連盟（IF）及び日本の国内競技団体（NF）との連絡調整に関すること
- (20) 会場マネジメントに関すること

- (21) 清掃・廃棄物に関する事
- (22) アクレディテーションに関する事
- (23) テストイベントマネジメントに関する事
- (24) 医療サービスに関する事
- (25) アンチ・ドーピングに関する事
- (26) 飲食サービスに関する事
- (27) 放送サービスに関する事
- (28) イベントサービスに関する事
- (29) サイネージに関する事
- (30) 選手村マネジメントに関する事
- (31) 会場施設の整備に関する事
- (32) エネルギーに関する事
- (33) 輸送に関する事
- (34) ロジスティクスに関する事
- (35) 出入国に伴うサービスに関する事
- (36) 宿泊に関する事
- (37) その他前各号に関連する事

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

### 第 3 章 職 員 及 び 職 制

#### (職 員)

第 1 6 条 事務局に、特別職及び一般職の職員を置く。

2 特別職の職員は、次のとおりとする。

- (1) 事務総長
- (2) 副事務総長
- (3) その他会長が任命する職員

3 一般職の職員は、次のとおりとする。

- (1) 局長その他局長級の職員
- (2) 部長その他部長級の職員
- (3) 課長その他課長級の職員
- (4) 係長その他係長級の職員
- (5) 主事

#### (局長級の職)

第 1 7 条 局に局長を置く。

2 局に局長を補佐する職として局長代理及び局次長を置くことができる。

3 室に室長を置く。なお、室長は、局長級の職又は部長級の職として置くことができる(以下、室長を局長級の職として置く場合、「室長(局長級)」のように表記する。以下も同様とする。)

4 室に副室長を置くことができる。なお、副室長は、局長級の職又は部長級の職として置くことができるが、局長級として置くことができるのは同室に室長(局長級)を置く場合に限る。

5 局長級の職は、前各項に定める職(第 3 項の室長及び前項の副室長については、室長(局長級)及び副室長(局長級)に限る。)のほか、スポークスパーソン、スポーツディレクター、メディカルディレクター及びパラリンピック・ゲームズ・オフィサーとする。

#### (部長級の職)

第 1 8 条 部に部長を置く。

2 部長及び室長(部長級)以外の部長級の職については、別途事務総長が定める。

#### (課長級の職)

第 1 9 条 課に課長を置く。

2 課長以外の課長級の職については、別途事務総長が定める。

(係長級の職)

第20条 係に係長を置く。

2 係長以外の係長級の職については、別途事務総長が定める。

(主事の職)

第21条 係に主事を置く。

(幹部職の範囲)

第22条 幹部職は、局長級、部長級及び課長級とする。

(昇任、昇格、降任、降格)

第23条 事務総長は、職員の勤務成績、その他勤務の遂行能力等を考慮の上、昇任、昇格、降任、降格をさせることができる。

(配置換え等)

第24条 事務総長は、業務の都合により職員に対し配置換え、勤務地の変更又は他の組織への出向を命ずることができる。

2 前項の命令を受けた職員は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

## 第4章 職員の職責

(事務総長の職責)

第25条 事務総長は、会長の命を受けて事務局の局務を掌る。

(副事務総長の職責)

第26条 副事務総長は、事務総長を補佐し、事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その職務を代行する。

(チーフ・セキュリティ・オフィサーの職責)

第27条 チーフ・セキュリティ・オフィサーは、危機管理全般（大会運営の安全に関する緊急事態への対処及び当該事態の発生を防止するために必要な態勢の構築ないし措置等をいう（以下同じ。）。）に関して、事務総長を補佐し、事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その職務を代行する。

(ゲームズ・デリバリー・オフィサーの職責)

第28条 ゲームズ・デリバリー・オフィサーは、大会開催に関する事務事業の調整及び

進行管理に関して、事務総長を補佐し、事務総長に事故があるとき又は事務総長が欠けたときは、その職務を代行する。

(スポーツ・コーディネーション・オフィサーの職責)

第29条 スポーツ・コーディネーション・オフィサーは、事務総長の命を受けて、国内競技団体と当法人との協議会の議長として、国内競技団体との連携・調整に関する業務を掌る。

(チーフ・テクノロジー・イノベーション・オフィサーの職責)

第30条 チーフ・テクノロジー・イノベーション・オフィサーは、事務総長の命を受けて、デジタルメディアや最新のテクノロジーを活用したイノベティブな大会の実現に関する業務を掌る。

(チーフ・セレモニー・オフィサーの職責)

第31条 チーフ・セレモニー・オフィサーは、事務総長の命を受けて、開閉会式に関する業務を掌る。

(チーフ・インフォメーション・セキュリティー・オフィサーの職責)

第32条 チーフ・インフォメーション・セキュリティー・オフィサーは、事務総長の命を受けて、サイバー空間に係る危機管理に関する業務を掌る。

(役員室長の職責)

第33条 役員室長は、事務総長の命を受けて、役員の業務に関する補佐及び役員の秘書に関する業務を掌る。

(ゼネラル・コーディネーション・オフィサーの職責)

第34条 ゼネラル・コーディネーション・オフィサーは、事務総長の命を受けて、東京都及び関係自治体との調整、共同実施事業及び解散計画に関する業務を掌る。

(アンバサダー・フォー・インターナショナル・リレーションズの職責)

第35条 アンバサダー・フォー・インターナショナル・リレーションズは、外国政府、国際関係団体等との調整及び海外要人の対応に関する業務を掌る。

(局長級の職責)

第36条 局長は、事務総長の命を受けて、所管する局の業務及び必要な業務を掌る。

2 局長代理は、事務総長の命を受けて、局長の業務を補佐し、又は局長に代わって、所

管する局の業務及び必要な業務を掌る。

- 3 局次長は、事務総長の命を受けて、局長の業務の補佐をする。
- 4 室長（局長級）は、事務総長の命を受けて、所管する室の業務及び必要な業務を掌る。
- 5 副室長（局長級）は、室長（局長級）の命を受けて、室長の業務を補佐し、又は室長に代わって所管する室の業務及び必要な業務を掌る。
- 6 スポークスパーソンは、事務総長の命を受けて、報道に関する業務及び必要な業務を掌る。
- 7 スポーツディレクターは、事務総長の命を受けて、競技に関する業務及び必要な業務を掌る。
- 8 メディカルディレクターは、事務総長の命を受けて、医療及びアンチドーピングに関する業務及び必要な業務を掌る。
- 9 パラリンピック・ゲームズ・オフィサーは、事務総長の命を受けて、東京2020パラリンピック競技大会開催に関する、各局事業の統括、総合調整に関する業務及び必要な業務を掌る。

（部長級の職責）

- 第37条 部長は、局長又は室長（局長級）の命を受けて、所管する部の業務及び必要な業務を掌る。
- 2 室長（部長級）は、事務総長の命を受けて、所管する室の業務及び必要な業務を掌る。
  - 3 部長及び室長（部長級）以外の部長級の職責については、別途事務総長が定める。

（課長級の職責）

- 第38条 課長は、部長又は室長（局長級）若しくは室長（部長級）の命を受けて、所管する課の業務及び必要な業務を掌る。
- 2 課長以外の課長級の職責については、別途事務総長が定める。

（係長級の職責）

- 第39条 係長は、課長の命を受けて、その係の事務及び担当する事務を処理する。
- 2 係長以外の係長級の職責については、別途事務総長が定める。

（主事の職責）

- 第40条 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

## 第 5 章 事 案 の 決 定

（原 則）



第41条 当法人における事案の決定は、事務の権限及び当該決定の結果の重大性に応じ、事務総長、局長級、部長級及び課長級が行うものとする。

(事務総長の決定対象事案)

第42条 事務総長が決定すべき事案は、おおむね次のものとする。

- (1) 大会全体に係る方針策定に関する事
- (2) 対外的な影響が大きい案件に関する事
- (3) 複数局に跨る重要な案件に関する事
- (4) 予算の編成及び決算に関する事
- (5) 理事会への上程に関する事
- (6) 事務総長以外の職員の懲戒（懲戒解雇等を除く。）に関する事
- (7) 職員の給与に関する事
- (8) 局長級の出張、休暇、欠勤等に関する事
- (9) 予定価格が一定額以上の請負契約又は委託契約に関する事
- (10) 予定価格が一定額以上の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関する事
- (11) 一定額以上の補助金、分担金及び寄付金の支出に関する事
- (12) 寄付金の受領に関する事
- (13) 一時借入金の借入れに関する事
- (14) 損害賠償及び和解に関する事
- (15) 規則、要綱及び細則の制定及び改廃に関する事

2 事務総長は、前項各号に定める事項について、必要に応じて、副事務総長（危機管理全般に関してはチーフ・セキュリティ・オフィサー、大会開催に関する事務事業の調整及び進行管理に関してはゲームズ・デリバリー・オフィサー）へ権限を移譲することができる。

3 第1項第9号から第11号までに定める一定額については、別途細則で定める。

(局長級の決定対象事案)

第43条 局長級が決定すべき事案は、おおむね次のもの（ただし、前条に定めるものを除く。）とする。

- (1) 大会における計画に基づく事務事業の執行に関する事
- (2) 対外的な調整が必要な案件に関する事
- (3) 局又は室（室については、室長（局長級）を置く場合に限る。）における事務事業に関する事
- (4) 部長級の出張、休暇、欠勤等に関する事
- (5) 予定価格が一定額未満の請負契約又は委託契約に関する事
- (6) 予定価格が一定額未満の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関する事

(7) 一定額未満の補助金、分担金及び寄付金の支出に関すること

2 別途細則で定めるところにより、局長級は、前項第5号から第7号までに定める事項について、部長級、課長級へ権限を移譲することができる。

3 第1項第5号から第7号までに定める一定額については、別途細則で定める。

(部長級の決定対象事案)

第44条 部長級が決定すべき事案は、おおむね次のもの(ただし、前二条に定めるものを除く。)とする。

(1) 部又は室(室については、室長(部長級)を置く場合に限る。)における事務事業の執行に関すること

(2) 課長級の出張、休暇、欠勤等に関すること

(課長級の決定対象事案)

第45条 課長級が決定すべき事案は、おおむね次のもの(ただし、前三条に定めるものを除く。)とする。

(1) 課における事務事業の執行に関すること

(2) 所属職員の出張、休暇、欠勤等に関すること

(決定対象事案の詳細等)

第46条 第42条から前条までの規定における事務総長、局長級、部長級及び課長級の決定対象事案の詳細及び合議の基準については、別途細則で定める。

(事案の代決)

第47条 次の各号に掲げる者が、出張、休暇又はその他の事由により不在である場合には、それぞれ当該各号に定める者(その事案の担当者又はこれに準ずる者に限る。)がその事案を代決することができる。

(1) 事務総長 副事務総長

(2) 局長級 他の局長級職員又は部長

(3) 部長級 他の部長級職員又は課長

(4) 課長級 課長があらかじめ指定する幹部職又はそれに準ずる者

(代決できる事案)

第48条 前条の規定により代決できる事案は、至急に処理しなければならないものに限る。ただし、その事案が特に重要である場合又は異例に属するものである場合には、なお代決することができない。

2 重要な事案に関し代決した場合には、代決者又は起案者は、事後に速やかに決定でき

る者の承認を得なければならない。

(未決執行特認)

第49条 事情により決定を受けることができない緊急な事案については、事務総長が未決のまま執行を特認することができる。この場合、当該特認を受けた者は、原議書にその旨を記入するとともに、速やかに前条第2項の承認を得なければならない。

(定款及び諸規程との関係)

第50条 第41条の規定にかかわらず、定款及び本規程以外の諸規程に特別の定めがある場合は、これに従う。

## 第6章 会場等運営の体制

(会場等運営の責任者等)

第51条 競技会場、非競技会場及びファシリティ（以下「会場等」という。）の運営に関し、事務総長は、職員の中から、各会場等を運営する責任者として会場等運営責任者を、ファンクショナルエリア（以下「FA」という。）を運営する責任者としてFA運営責任者をそれぞれ任命することができる。

2 前項の各責任者の名称は、次のとおりとする。

(1) 競技会場の運営責任者 ベニューゼネラルマネージャー

(2) 非競技会場及びファシリティの運営責任者 別途事務総長が定める名称

(3) FA運営責任者 FAヘッド及び別途事務総長が定める名称

3 第1項に定めるほか、事務総長は、職員が会場等の運営に従事する際の名称を定めることができる。

4 前各項のほか、会場等の運営の体制に必要なことは別途事務総長が定める。なお、会場等の運営の体制においても、職員の職制については、なお第3章の規定が引き続き適用されるものとする。

(決定権限の付与)

第52条 第42条から第45条までの規定にかかわらず、事務総長は、円滑な会場等の運営に必要と認めるときは、会場等運営責任者又はFA運営責任者（それぞれ特別職又は幹部職に限る。）に対し、事務総長、局長級、部長級及び課長級が決定すべき事案のうち、それぞれ当該各号に掲げる事項に係る決定権限を付与することができる。

(1) 会場等運営責任者

ア その所管する会場等（以下「所管会場等」という。）における事務事業に関すること

- イ 所管会場等で業務を行う職員の出張、休暇、欠勤等に関する事
  - ウ 所管会場等の運営に必要となる、予定価格が一定額未満の請負契約又は委託契約に関する事
  - エ 所管会場等の運営に必要となる、予定価格が一定額未満の物件の買入れ、借入れに関する事
- (2) F A運営責任者
- ア 所管F Aにおける事務事業に関する事
  - イ 所管F Aの運営に必要となる、予定価格が一定額未満の請負契約又は委託契約に関する事
  - ウ 所管F Aの運営に必要となる、予定価格が一定額未満の物件の買入れ、売払い、借入れ及び貸付に関する事
  - エ 所管F Aの運営に必要となる、一定額未満の補助金、分担金及び寄付金の支出に関する事
- 2 前項に基づく決定権限の付与の対象事案は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間において発生し、又は決定すべき事案とする。
- 3 第1項に基づく決定権限の付与は、会場等若しくはF Aごと、又は、個別の決定対象事案ごとに行うことができ、また、必要に応じて、期間を限定し、又は条件等を付すことができる。
- 4 第1項第1号ウ及びエ並びに第2号イからエまでに定める一定額その他同項に基づく決定権限の付与の対象事案等の詳細については、別途細則で定める。
- 5 会場等運営責任者が出張、休暇又はその他の事由により不在である場合において、第1項第1号に基づき当該会場等運営責任者にその決定権限が付与された事案のうち、至急に処理しなければならないものがあるときは、当該会場等運営責任者があらかじめ指定する者で、かつ所管会場等で業務を行う幹部職（会場等運営責任者に準ずる者に限る。）が、これを代決することができる。同条第2号に基づきF A運営責任者にその決定権限が付与された事案の代決についても、同様とする。
- 6 前各項に定めるほか、会場等の運営の体制においても、幹部職の決定権限については、なお第43条から第45条までの規定が引き続き適用されるものとする。

## 第 7 章 雑 則

(改 廃)

第53条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委 任)

第54条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は事務総

長が定める。

附 則

本規程は平成26年1月24日から施行する。

附 則

本規程は平成26年6月5日から施行する。

附 則

本規程は平成27年1月23日から施行する。

附 則

本規程は平成28年1月1日から施行する。

附 則

本規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

本規程は平成28年4月25日から施行する。

附 則

本規程は平成28年6月13日から施行する。

附 則

本規程は平成28年7月25日から施行する。

附 則

本規程は平成28年10月1日から施行する。

附 則

本規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

本規程は平成29年8月1日から施行する。

附 則

本規程は平成29年12月1日から施行する。

附 則

本規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

本規程は平成30年7月1日から施行する。ただし、第28条の規定は同年6月12日から施行する。

附 則

本規程は平成31年1月1日から施行する。

附 則

本規程は平成31年2月16日から施行する。

附 則

本規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

本規程は令和元年8月2日から施行する。

附 則

本規程は令和元年10月1日から施行する。

附 則

本規程は令和2年1月1日から施行する。

附 則

本規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

本規程は令和4年1月1日から施行する。

附 則

本規程は令和4年4月1日から施行する。